

日 時：令和6年1月17日（水）14：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：藤原委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。

本日は全委員が御出席です。

まず初めに、1月1日付けで委員長に就任されました藤原委員長から一言御挨拶をいただきたいと思えます。藤原委員長、よろしくお願いいたします。

○藤原委員長 藤原でございます。着座のままで失礼いたします。

それでは、一言御挨拶申し上げます。

平成の最後の年の1月1日に個人情報保護委員会の非常勤委員を拝命し、令和の5年間、委員会の活動に携わってまいりました。そして、このたび令和6年1月1日から委員長を拝命することになりました。

個人情報保護法制の一元化が完全に動き出して1年が経ち、その執行の実態も見る必要があり、3年ごと見直しのヒアリングも始まり、また、EUとの十分性認定の範囲の拡大も視野に入ってきております。ほかにも個人情報保護委員会の抱える課題は多くあります。このような中で、委員長に就任したわけですが、ウェブで公開されている委員長の紹介のコメントにも書きましたように、個人情報保護委員会として国民の期待に応え、我が国の個人情報保護の司令塔としての役割を適時適切に果たすとともに、内外におけるそのプレゼンスを高めることができると考えております。

そのために、これまでの委員会の議論の蓄積は大事にしつつ、同時に自由闊達な議論をしていただき、委員会の運営を行っていきたいと思えます。また、事務局職員の方々とともに歩いていくので、その助力を心よりお願いしたいと思えます。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

○森川総務課長 ありがとうございます。

続きまして、同じく委員に就任されました小笠原委員から一言御挨拶をいただきたいと思えます。小笠原委員、よろしくお願いいたします。

○小笠原委員 小笠原です。よろしくお願いいたします。

私は、現在は東京都立大学の法科大学院と法学部で民法と消費者法の講義等を担当しております。昨年3月まで15年間、山形大学におりまして、その際に山形県の個人情報保護運営審議会の委員と公益認定等審議会の委員、消費生活審議会の委員をしておりまして、消費生活審議会のほうは今年の9月まで会長をしております。そのほか、消費者市民ネットとうほくという適格消費者団体があるのですけれども、そちらの理事及び検討委員とし

て消費者問題に取り組んでおります。

民法及び消費者法分野の研究者として、この分野におけるハードローとソフトローによる柔軟な対応というのが、個人の権利利益の保護と個人情報の利活用の両立の重要な要素になるのではないかと考えております。私としては、これまでの地方での消費者行政の取り組んだ経験や、消費者問題の理論面及び実務面での取り組みといった経験を踏まえて、この委員会の中で少しでも力になれるよう、委員としての務めを果たしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○森川総務課長 ありがとうございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、藤原委員長にお願いいたします。

○藤原委員長 それでは、ただいまから第267回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は四つございます。

まず、議題1です。「厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書（年金業務システムの本格開発（フェーズ2）に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 厚生労働省が提出した全項目評価書については、12月20日に開催されました第265回個人情報保護委員会において、厚生労働省及び日本年金機構の職員に出席いただき、概要説明が行われたところです。本日は、当該評価書につきまして、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明いたします。その上で評価書を審査いただき、承認の可否をお伺いいたします。

それでは、資料1-1に基づき、事務局による精査結果を説明させていただきます。なお、厚生労働省から提出された全項目評価書についても、資料1-2として配付しておりますが、当資料については、第265回個人情報保護委員会の資料から内容に変更がないため、説明は省略させていただきます。

まず、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査をしております。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点（指針第10(2)）」の(6)では、「再実施の理由となる重要な変更については、記録管理システム及び基礎年金番号管理システムを刷新し、年金業務システム（フェーズ2）を開発するものであるが、当該重要な変更についても求められる事項が具体的に記載されている」ため「問題は認められない」としており、そのほかにつきましても求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、提供、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているか、といった観点から審査をしております。事務局において確認を行った結果、求められる事項が具体的に記載されており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ペー

ジを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、「記録管理システム及び基礎年金番号管理システムを刷新し、年金業務システム（フェーズ2）を開発する」際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「業務におけるDBアクセスについては、端末から管理するデータまでは多層的な防御を行うとの考え方のもと、セキュリティレベルに応じて領域を分割することで、隣接する領域でのみ通信を可能とする対策を行っていること」、「年金業務システム、年金給付システムでは、システム上、個人番号や基礎年金番号等による検索と、カナ氏名・漢字氏名・生年月日等を用いた検索以外は不可能となっており、公的給付支給等口座登録簿関係情報等から不必要な情報に紐付かない仕様となっていること」、「データ移行の作業については、機構が別途指示する作業場所において、基本的には人の手を介さないようアプリケーション機能により実施し、人を介した作業が必要な場合には、最低限必要な情報取扱者により、機構職員の立ち会いの下で行うものとする」、「作業を実施するに当たっては、事前に作業計画を策定し、受注者において関係する一連の責任者及び統括責任者の承認を得た上で、刷新システム開発部長の承認を得ること」、「情報取扱者は作業終了後、計画通りに作業が行われたことを示すアクセスログ等を提出し、同様に統括責任者等及び刷新システム開発部長の承認を得ること」、「記録管理システム、基礎年金番号管理システム等から年金業務システムへの移行データを収録した電子媒体を使用して年金業務システム内に情報を登録移行した後は、機構本部の担当部署において廃棄（消去）伺を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかに物理的破壊を実施し廃棄証明書を作成し保管すること」、「移行データをフェーズ2で使用する統合データベースに格納するまでの間及び統合データベースに格納後電子記録媒体のデータを消去するまでの間は、データセンター内の施錠可能な保管庫で管理し、電子記録媒体の保管庫への媒体搬入及び搬出の際は、機構の担当部門職員が立ち会い、複数人で電子記録媒体の移送を行うことにより、紛失のリスクを軽減すること」、「既存システムの機器の撤去に際しては、既存システム保守業者が物理的破壊、データを消去するソフトウェア、データ消去装置等を用いて、全ての情報を復元不可能な状態とした後、機構に「撤去完了報告書」を提出し、承認を得ること」、「統合DBへのデータ移行については、移行前の既存システムで管理されているデータを個人ごとに識別して抽出、そのまま移行することとしており、他の個人として識別されたデータと統合するなどのデータの補正は一切行わないことで既存システム内で別人として管理されている情報同士が紐付くことを防止すること」、「移行プログラムの設計、開発の際、他人のデータと統合されないよう設計、開発、テストで品質を高めるとともに、記録照会機能を利用した現新一致検証を行うことで、データ移行の正確性を確認すること」等が記載されており、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。「総評」として3点を記載しております。

(1)として、公的年金業務等に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられること、(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられること、(3)として、年金業務システム(フェーズ2)を開発し、特定個人情報を移行する際のリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして5点を記載しております。

(1)として、リスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、評価書に記載されているとおりに確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、特定個人情報はインターネットに接続する端末や情報系システムの共有フォルダには保管しないこと等について、評価書に記載されているとおりに確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、厚生労働省及び日本年金機構本部が各拠点の実態を十分に把握した上で、実務に即して適切に運用・見直しを行い、今後、リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際には、特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を有効に機能させることが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、特に統合データベースへのアクセスに係るリスク対策や、フェーズ2への移行の際の委託や電子記録媒体等の取扱いのリスク対策について確実に実行すること。また、リスク対策の見直しに当たっては、知見を有する外部機関などから意見を聴取することなども有用であるため、必要に応じて検討すること、(5)として、年金業務システム(フェーズ2)は大規模かつ長期の開発となるため、上記について、開発中の要件変更や技術の進歩等により不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスクが生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。なお、本日の委員会で御承認をいただければ、厚生労働省に対し、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○藤原委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問・御意見があればお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明、ありがとうございました。

昨年12月の委員会では、統合データベース化に伴うリスク対策について質問をいたしま

した。回答としては、業務におけるデータベースアクセスというのは、現行システムと同様の方針を引き継ぎ、端末から特定個人情報データまでは多層的なセキュリティ対策を行うという考え方でした。具体的には、セキュリティレベルに応じて領域を分割し、隣接する領域でのみ通信を可能とするという対策でありました。時間の経過によってこういったリスクというのは常に変化します。今後、技術の進歩等により、現行の方針では対処しきれない問題もあると思います。そういう新しいリスクが発見される可能性もあるので、継続的にリスク対策の見直しをする必要があると思います。

また、開発を進める中で、リスク対策の見直しを進める際には、知見を有する外部機関などから意見を聴くなど、有用と考えられる施策を積極的に検討していただければと思います。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私からも、非常に重要な案件ですので、長期の大規模開発における要件変更等の対応について、一言申し上げたいと思います。

小川委員の御指摘と重ねてということになりますけれども、リスク対策は一度講じれば終わりということではなく、技術の進歩等に合わせて随時見直す必要があるものとするわけですね。昨年の委員会で「セキュリティに関する世の中の動向や政府統一基準の変更が予想されるため、今後、変更が生じた場合には御相談・御報告させていただく」という趣旨の御回答をいただいたのですけれども、年金業務システム（フェーズ2）の開発は非常に長期間の開発となるため、開発中に新たなリスクが検知されることも十分に想定されるわけですね。

そこで、厚生労働省及び日本年金機構においては、当該事務におけるリスク分析を継続的に行い、その検知したリスクに対し十分なリスク対策を検討し、講じることが重要であると考えます。また、事務フローの見直しや新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、特定個人情報保護評価の再実施を遺漏なく行っていただきたいと思います。これを付け加えておきます。

ほかにはよろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようでございますので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

それから、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようでございますので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17号に基づき同条第15号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17号に基づき同条第15号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案に関する意見募集について、御説明いたします。本件について御決定いただきましたら、パブリックコメントを開始したいと考えております。

議題2に関する資料は計2点ございまして、資料2-1が規則の改正案の概要、資料2-2が規則の改正案でございます。資料2-1に基づいて概要を御説明いたしますが、具体的な条文や改正内容については、資料2-2も併せて御参照いただければと思います。それでは、資料2-1を御覧ください。

特定個人情報については、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、提供が禁止されております。番号法第19条第15号においては、各議院などが行う審査をはじめとして、各種の審査や調査等が行われる場合について、情報提供ネットワークシステムを介さない特定個人情報の提供が認められておりまして、番号法第19条第17号の規定、「その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき」という個人情報保護委員会規則への委任に基づき、同条第15号に準ずるものとして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17号に基づき同条第15号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2号において「税理士法第55条第1項若しくは第2項の規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第56条の規定による協力の求めが行われるとき」が規定され、国税庁長官が、税理士若しくは税理士法人又は税理士であった者に対して行う報告の徴取、質問又は検査について、特定個人情報の提供が認められております。

今般、税理士法の改正により、税務相談を行った税理士又は税理士法人でない者、いわゆる「ニセ税理士」に対する、財務大臣による税務相談の停止命令等の行政措置、国税庁長官による調査権限が整備されたところでございます。

税理士業務の適正な運営を確保するとともに、「納税義務の適正な実現」に重大な影響を及ぼす事態を防止するために整備された今般の規定の趣旨に鑑みまして、税理士法第55条第3項に基づく調査についても特定個人情報の提供を可能とするため、所要の改正を行うことについて意見募集を行いたいと考えております。

「2. 改正内容」につきまして、番号法第19条第17号による特定個人情報の提供制限の例外として、規則第2号において、税理士法第55条第3項による報告の徴取、質問又は検査が行われるときを追加するものでございます。

最後に「3. 施行期日」につきましては、改正税理士法が施行される令和6年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問・御意見があればお願いいたします。

特にはよろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようでございますので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようでございますので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

これも御異議がないようでございますので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

次の議題は監督関係者以外の方は退席を願います。

(監督関係者以外退室)

○藤原委員長 議題3「オプトアウト届出事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 「1. 経緯」から説明いたします。

令和5年2月から同年3月にかけて実施した「オプトアウト届出事業者に対する実態調査」の調査対象企業のうち、同調査に未回答だったこと又は回答内容が不十分であったこと等から、別途調査が必要であると判断した24事業者に対し、同年7月に個人情報保護法に基づく報告等の求めを行うとともにヒアリングを実施しております。

「2. 報告等の求め等に際して留意した個人情報保護法上の問題点」としまして、個人情報の不適正な利用等の規定につきまして、SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案といった個人情報を悪用した犯罪は、犯罪者グループからの突然の接触により本人の平穏な生活を送る権利等が侵害されることになるため、このような被害を防止するために、犯罪者グループ等に「闇名簿」を提供する悪質な「名簿屋」に対しては、個人情報の不適正な利用の禁止等の規定を適用するなどして厳正に対処する必要があります。

「3. 報告等の求め等の結果」としまして、報告等の求め等の結果、3社に対し個人情報保護法上の問題点が確認されました。

1、ビジネスプランニングは、一つ目として、販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと認識していたにもかかわらず、意図的に販売先での名簿の用途を詳しく確認せず、転売屋に名簿を販売しておりました。当該行為は、社会通念上適正とは認められない名簿の転売行為、すなわち「不当な行為」を助長又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用でございます。

二つ目として、第三者提供に係る記録の作成義務違反でございますが、個人データを第

三者に提供したときに、当該個人データを提供した年月日並びに当該第三者の氏名又は名称及び住所について、記録を作成していない場合があります。

2、中央ビジネスは、個人データを第三者に提供したときに、当該第三者の氏名又は名称及び住所について、記録を作成していない場合があります。

3、フリービジネスは、第三者提供を受ける際の確認義務違反としまして、第三者から個人データの提供を受けるに際し、当該第三者の住所について確認を行っていない場合があります。また、第三者提供を受ける際の記録作成義務違反としまして、第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行ったときに、当該第三者の住所及び当該第三者による当該個人データの取得の経緯について、記録を作成していない場合があります。

「4. 個人情報保護法に基づく指導の内容及び報告等の求めの内容等」について説明いたします。

ビジネスプランニングの指導内容としましては二つございまして、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないよう、定期的に監査を行う等して個人情報の取扱状況を適切に把握するとともに、定期的な研修及び教育の実施を通じて、代表取締役を含む役員及び従業者に個人情報の適正な取扱いを周知徹底すること。

個人データを第三者に提供したときには、個人情報保護法29条、個人情報の保護に関する法律施行規則及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）に従いまして、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称及び住所等の記録が必要な事項について、適切に記録を作成し保存すること。

中央ビジネスは、ビジネスプランニングの二つ目と同様に、個人データを第三者に提供したときには、必要な事項について適切に記録を作成し保存すること。

フリービジネスは、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、当該第三者の住所及び当該第三者による当該個人データの取得の経緯等の所定の事項について、適切に確認して記録を作成し保存することを指導内容としております。

当該指導に係る改善措置の実施状況につきまして、関係資料を添付の上、来月29日までに報告するよう、報告等の求めの内容として求めることとしたいと考えております。

最後でございますが、個人情報保護委員会の今後の取組としまして、個人情報保護委員会は、本件3社の指導内容の取組の進捗を注視するとともに、令和5年3月17日、犯罪対策閣僚会議において策定された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」における、「個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の『闇名簿』対策の強化」を踏まえ、今後、3社を含むオプトアウト届出事業者について、個人情報保護法上の問題を生じ得る事実等を把握した場合には、調査・検討の上、厳正・的確に対処することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問・御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 御説明、ありがとうございました。

私からは国民の関心及び不安についての視点から申し上げさせていただきたいと思えます。

昨今、闇バイトと称し、凶悪犯罪の実行犯をSNS上で募集する手口の背景には、不正に流通する名簿が用いられているとの報道があります。また、別の報道にもありますように、従業員が不正に持ち出した個人データが販売された可能性があるといった事案も発生しています。

そのような報道に触れた国民は、自身の個人情報が本人の意思に反して第三者に移転し、悪用されているのではないかと不安を感じていると思えます。今回のように、本人の権利利益を保護するために、広く調査を行い、確認された問題点に対して適切に権限行使を行うことは重要であるとともに、今後も引き続き名簿屋等の事業者に対して個人情報保護法の遵守状況を確認し、実効的な対応を取っていかなければならないと考えるところで

す。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

ございませんか。

それでは、これも私から一言付け加えておきたいと思えます。

個人情報保護法に基づく厳正・的確な執行について、でございます。

事前に本人同意を取ることを原則としております第三者提供において、オプトアウトによる第三者提供の仕組みというのは、第三者提供を利用目的としていることを届出・公表するといったオプトアウト手続の条件を満たすことで、本人が知り得る状態になり、望まない第三者提供を停止できる、その権利を確保するという意図したものであります。

また、そのオプトアウトの手続の適正運用を確保するため、個人データ移転のトレーサビリティを高め、必要に応じて当委員会が執行機関として監督できる体制を整えるとの意図で、いわゆる確認記録義務が規定されているわけです。今回のように、個人情報の不適正な利用やオプトアウトの手続が適正に運用されていないといった情報に接した場合には、今後とも様々な権限を行使し、厳正・的確に対処することによってオプトアウトの手続の適正運用の確保に個人情報保護委員会として努めていく必要があるものと考えております。

それでは、本件についてでございますけれども、修正の御意見はないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

それから、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないということにしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4、「その他」議題ですけれども、「『個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について』の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○近藤企画官 今回、「個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について」の一部を改正したいと考えておりますので、委員会の決定をいただきたく御説明申し上げます。

資料4-1を御覧ください。

政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において掲げられているデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに伴い、贈与等報告書の閲覧について、令和5年度中にデジタル化を完了する工程が示されており、同報告書の閲覧に関し必要な事項を規定している「個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について」を、デジタル化に対応するために改正するものです。

現行の手続では、閲覧者は、個人情報保護委員会事務局に足を運び、同報告書を閲覧するという手続になっておりますが、デジタル化後は自宅等から閲覧できるようになります。

改正箇所につきまして御説明いたします。資料4-2を御覧ください。

1から4までは、閲覧手続や閲覧方法に関するものになりますが、デジタル化に当たり留意が必要な事項として、5に「閲覧情報の不当な編集等の禁止」の規定、また、6に、こちらは、閲覧者が個人情報取扱事業者に該当する場合に限られますが、「閲覧情報の不適正な利用の禁止」の規定を設けております。

資料4-1にお戻りいただき、「今後の予定」ですが、本件は国家公務員倫理審査会の同意を得て定めるものとされておりますので、必要な手続、準備を経て4月1日に施行したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

なお、本件議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、公表したいと考えております。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問・御意見をお願いいたします。

特にはよろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。
よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これもそのように取り扱うことといたします。

本日予定した議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。